

## 第9回 新宿区協働支援会議次第

令和3年8月31日（火）午後2時  
新宿区役所本庁舎6階第2委員会室  
（オンライン会議）

- 1 開 会
- 2 議 事
  - (1) 民間提案制度について
  - (2) その他
- 3 次回開催について  
第10回協働支援会議  
令和3年9月30日（木）（書面会議）  
議題：一般事業助成制度の見直しについて  
資料をメールにてお送りいたします。
- 4 閉 会
- 5 配付資料  
[資料] 民間提案制度について

## 民間提案制度について

令和4年度から実施を予定している民間提案制度について、制度の目的や対象、提案の評価方法など、現時点での区の検討状況を以下のとおり報告します。

### 1 制度の目的

民間提案制度は、民間事業者やNPO法人、任意団体等（以下、「民間事業者等」という。）から、柔軟な発想や専門性を活かした提案を募集し、民間事業者等と区との役割を分担しながら、区民サービスの向上や業務の効率化等による財政負担の軽減に取り組むことで、より質の高い行政サービスの提供につなげることを目的とします。

### 2 対象となる提案事業

民間提案制度で募集する提案については、区が実施している事業の改善や区が課題と考える事業の提案のうち、「区民サービスの向上」や「効果的・効率的な行政サービスの提供」等の実現につながるもの、または「経費の削減」や「新たな歳入の確保」等により財政の負担軽減に資するものであることとします。

### 3 課題等の公表

区が課題と考えることや既存事業のリストなどを公表し、民間事業者等に対する民間提案制度の活用促進に努めます。

### 4 提案者の要件

民間提案制度の提案者については、民間事業者等のうち、提案する事業の十分な業務遂行能力を有しているものとします。なお、民間事業者等については、個人を含まないものとします。

### 5 相談窓口の設置

「民間提案制度相談窓口」を設置し、民間提案制度の利用にあたっての相談や提案の事前協議を受け付けます。

### 6 提案の評価

提案の評価は、次の手順で行います。

#### (1) 提案評価委員会

区は、提案に対する評価を行うための委員会を設置し、提案の独自性、区民の利益、区財政の負担軽減、実現性等の評価基準に基づき提案の評価を行います。

#### (2) 提案の採否の決定

区長は、提案評価委員会の評価を踏まえ、提案の採否を決定します。

## 7 結果の公表

区は、提案を採用された事業（以下、「採用事業」という。）について、区公式ホームページ等で公表します。

## 8 採用事業の実施

区は採用事業について、以下の手順で実施します。

### (1) 予算措置

事業所管部署は採用事業の内容を整理し、予算要求を行います。

### (2) 実施事業者の選定

採用事業について、原則として、プロポーザル方式により事業者を選定します。

プロポーザル実施時には、提案者へのインセンティブとして評価点を加点します。

また、公募による事業者の選定に適さない事業については、提案者との随意契約を行う場合もあります。

## 9 知的財産権の侵害防止

区は、提案内容について、提案者の知的財産権を侵害しないよう必要な措置を講じます。ただし、提案が採用された場合は、区が事業実施にあたり必要となる部分について、提案内容を使用できるよう必要な措置を講じます。

## 10 研修の実施

区は、関係職員に対する研修を実施する等、円滑な事業実施のため、職員の意識啓発等に努めます。

# 新宿区民間提案制度募集のイメージ図

参考

